

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 2 月 15 日（金）第2881号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（4件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（5件）	（水産振興課取扱い）	3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件）	（水産振興課取扱い）	5
○県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い）	6
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	6
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	6
○道路の区域の変更（2件）	（道路維持課取扱い）	6
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課取扱い）	7

公 告

○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告	（商工政策課取扱い）	8
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	9
○一般競争入札公告（4件）	（県立武岡台養護学校取扱い）	9
	（県立串木野養護学校取扱い）	12
	（県立出水養護学校取扱い）	15
	（県立牧之原養護学校取扱い）	17

告 示

鹿児島県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
鹿屋市串良町有里字麓堀4898番2
 - 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡錦江町神川字城ヶ崎68番1, 69番, 字城ノ下752番3
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第128号

平成25年 1 月 15 日鹿児島県告示第18号（以下「告示第18号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
杉本四郎	鹿屋市吾平町麓字松吹6075番	告示第18号の変更後の指定施業要件のとおりに
伊野秀雄	鹿屋市輝北町上百引字後ヶ谷3246番2, 3251番2	
新原シヅ子	鹿屋市輝北町上百引字後ヶ谷3253番2	
園田盛二	鹿屋市輝北町上百引字西堀切原3257番2	
園田郁哉	鹿屋市輝北町上百引字中原西4001番2	
溝口陽子	鹿屋市輝北町上百引字中原西4002番1	

鹿児島県告示第129号

平成25年 1 月 15 日鹿児島県告示第19号（以下「告示第19号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
藤崎吉五郎	志布志市志布志町内之倉字森山1057番1, 1057番8	告示第19号の変更後の指定施業要件のとおりに
海老原盛平	志布志市志布志町帖字中中原3601番2	

時見宗之進	志布志市志布志町帖字徳蔵3850番	
横峯喜吉, 横峯喜市, 小田豊治	志布志市志布志町帖字中原12302番6	

鹿児島県告示第130号

平成25年1月15日鹿児島県告示第20号（以下「告示第20号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
海老原盛平
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
志布志市志布志町帖字高城3237番2
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第20号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第131号

平成25年1月15日鹿児島県告示第21号（以下「告示第21号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大崎町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
福永隆幸, 福永廣幸	曾於郡大崎町岡別府字福岡70番5	告示第21号の変更後の指定施業要件のとおり
中山次郎左衛門, 中山三四郎	曾於郡大崎町岡別府字中園74番5	
大迫肇	曾於郡大崎町假宿字大園2391番	
本西正信	曾於郡大崎町野方字前ノ段10732番11	

鹿児島県告示第132号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月15日から同年3月1日まで谷山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市坂之上五丁目22番7号 中村彦義
鹿児島市坂之上1丁目59番10号 横山幸二
鹿児島市和田一丁目31番40号 古川俊雄
- 2 加入区
谷山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
谷山漁業協同組合

鹿児島県告示第133号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月15日から同年3月1日まで山川町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市山川福元6294番地 竹下一朗
指宿市山川新生町81番地 寺師謙介
指宿市山川入船町88番地1 鮫島祐蔵
- 2 加入区
山川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
山川町漁業協同組合

鹿児島県告示第134号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月15日から同年3月1日まで串木野市島平漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市西島平町31番地 石野一夫
いちき串木野市東島平町294番地 小屋勲
いちき串木野市東島平町380番地 瀨崎弘志
- 2 加入区
島平加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市島平漁業協同組合

鹿児島県告示第135号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月15日から同年3月1日まで名瀬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
奄美市名瀬平田町1059番地1 満林春男
奄美市名瀬佐大熊町25番6号 南信一郎
奄美市名瀬大字根瀬部772番地 境喜美夫
- 2 加入区
名瀬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
名瀬漁業協同組合

鹿児島県告示第136号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月15日から同年3月1日までおおすみ岬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町佐多伊座敷3875番地11 宮田歳己
肝属郡南大隅町佐多馬籠3697番地3 片野坂清時
肝属郡南大隅町佐多伊座敷159番地 西方義信
- 2 加入区
佐多加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
おおすみ岬漁業協同組合

鹿児島県告示第137号

日置市吹上町入来4158番地1号 有限会社池畑水産代表取締役池畑重幸及び日置市吹上町中原1401番地 柿元正行からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 日置市吹上町区域（吹上町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてばいかご漁業を営む漁業又は機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第138号

鹿屋市古江町794番地6 森忠信及び鹿屋市古江町663番地8 森計治からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 鹿屋市古江区域（鹿屋市古江町、古里町、船間町及び天神町の地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第139号

大島郡龍郷町安木屋場2360番地14 阿世知照美及び大島郡龍郷町龍郷8番地乙 岩崎勝からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 龍郷町区域（大島郡龍郷町の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止））（農業用排水施設整備）鳴野原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 2 月 18 日から同年 3 月 15 日まで
- 3 縦覧場所
南九州市川辺支所農林水産課

鹿児島県告示第141号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業の期間 平成25年 2 月 8 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 南さつま市及び南九州市

鹿児島県告示第142号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日置市長から平成24年 8 月 21 日鹿児島県告示第963号で告示した公共測量の実施は、平成25年 1 月 31 日終了した旨の通知があった。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年 2 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	枕崎知覧線	枕崎市美原町3番地先から 同市瀬戸町77番地先まで	前	7.9～55.2	2,704.7
			後	13.8～89.2	2,685.4

鹿児島県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年 2 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 2 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡徳之島町亀徳字フチャト2番2地先から同町亀徳字カンチャ上1796番3地先まで	前後	7.4～13.4 10.3～23.1	414.6 406.0
		大島郡伊仙町大字喜念字ウナイ355番1地先から同町大字喜念字大知下晴453番1地先まで	前後	7.0～16.9 13.0～16.9	49.3 49.3
	亀徳港線	大島郡徳之島町亀徳字前晴2041番地先から2002番1地先まで	前後	7.2～20.4 7.2～20.4	71.0 67.0

鹿児島県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年2月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡徳之島町亀徳字フチャト2番2地先から31番8地先まで	平成25年 2月15日
		大島郡伊仙町大字喜念字ウナイ355番1地先から同町大字喜念字大知下晴453番1地先まで	
	伊仙天城線	大島郡天城町大字兼久字前組1297番1地先内	
		大島郡天城町大字兼久字中組1199番1地先から同町大字兼久字兼久1044番1地先まで	
亀徳港線	大島郡徳之島町亀徳字前晴2041番地先から2002番1地先まで		

鹿児島県告示第146号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
西古見地区	次に掲げる標柱の1号から16号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と16号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	大島郡瀬戸内町大字西古見字軽田140番
	2号	大島郡瀬戸内町大字西古見字前平1465番1
	3号	大島郡瀬戸内町大字西古見字前平1467番

4号	5号	大島郡瀬戸内町大字西古見字前平1471番1	
6号	7号	8号	大島郡瀬戸内町大字西古見字前平1483番
9号	10号	大島郡瀬戸内町大字西古見字前平1487番	
11号		大島郡瀬戸内町大字西古見字伊婦10番	
12号		大島郡瀬戸内町大字西古見字伊婦17番2	
13号		大島郡瀬戸内町大字西古見字伊婦20番1	
14号		大島郡瀬戸内町大字西古見字伊婦27番	
15号		大島郡瀬戸内町大字西古見字兼久31番	
16号		大島郡瀬戸内町大字西古見字兼久42番	

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年2月15日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年2月15日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンポートしぶシアピア
志布志市志布志町志布志三丁目24番1号
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
 - イ 変更後 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前9時30分から午後9時30分まで
 - イ 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで
- 3 変更の年月日
平成25年2月22日
- 4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社志布志まちづくり公社 代表取締役 松永良市
志布志市志布志町志布志三丁目24番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 外7者
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,419平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地西側、北西側及び北東側 178台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物北西側 14台
第2駐輪場 建物南西側 25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 建物南西側 70平方メートル
荷さばき施設2 建物南側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地南西側 48立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口1箇所 店舗敷地北西側
出入口2箇所 店舗敷地北西側及び北東側
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設2 24時間
- 8 届出年月日
平成25年 2月 1日

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 2月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南さつま市坊津町泊字乗越8748番の一部、8765番の一部、8748番地先里道の一部及び8765番地先里道の一部並びに字上長下8501番の一部、8530番の一部及び8530番地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南さつま市加世田川畑2648番地
南さつま市長 本坊輝雄

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 2月15日

鹿児島県立武岡台養護学校長 古賀政文

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務） 一式
 - (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照合する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県立武岡台養護学校事務室
鹿児島市小野町2760番地 郵便番号 890-0022
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成25年3月27日午後4時50分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年3月28日午後2時
イ 場所 鹿児島県立武岡台養護学校小会議室
鹿児島市小野町2760番地
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 4 契約事項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立武岡台養護学校事務室

鹿児島市小野町2760番地 郵便番号 890-0022

電話番号 099-282-0440

ファックス番号 099-282-0452

12 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。

(3) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

To drive the school bus for the Kagoshima Prefectural Takeokadai School for the Impaired,
1Set

(2) FULFILLMENT PERIOD:

From 1 April,2013 to 31 March,2014

(3) FULFILLMENT PLACE:

As indicated in the tender explanation sheet

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

4:50 p.m. 27 March,2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Takeokadai School for the Impaired 2760 Onocho,Kagoshima City,

Kagoshima Prefecture 890-0022 Japan

TEL 099-282-0440

FAX 099-282-0452

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，特定役務の調達について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月15日

鹿児島県立串木野養護学校長 鮫島久泰

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

陸上運送サービス（鹿児島県立串木野養護学校通学バス運行業務） 一式

(2) 調達をする特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け，入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が，暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が，その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している法人又は個人

キ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は

個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立串木野養護学校事務室

いちき串木野市八房1041番地 郵便番号 896-0056

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年3月27日午後4時45分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月28日午後2時

イ 場所 鹿児島県立串木野養護学校会議室

いちき串木野市八房1041番地

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立串木野養護学校事務室

いちき串木野市八房1041番地 郵便番号 896-0056

電話番号 0996-32-4105

ファックス番号 0996-32-4106

12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
- (3) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

To drive the school bus for the Kagoshima Prefectural Kushikino School for the Impaired,
1Set

- (2) FULFILLMENT PERIOD:

From 1 April,2013 to 31 March,2014

- (3) FULFILLMENT PLACE:

As indicated in the tender explanation sheet

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

4:45 p.m. 27 March,2013

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Kushikino School for the Impaired 1041 Yafusa,Ichikikushikino City,
Kagoshima Prefecture 896-0056 Japan
TEL 0996-32-4105

FAX 0996-32-4106

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 2月15日

鹿児島県立出水養護学校長 猿渡努

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立出水養護学校通学バス運行業務） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立出水養護学校事務室
出水市文化町966番地 郵便番号 899-0208

- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成25年3月27日午後4時50分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年3月28日午後2時
イ 場所 鹿児島県立出水養護学校会議室
出水市文化町966番地
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
免除する。
- 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立出水養護学校事務室
出水市文化町966番地 郵便番号 899-0208
電話番号 0996-63-3400
ファックス番号 0996-63-3422

12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
- (3) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
To drive the school bus for the Kagoshima Prefectural Izumi School for the Impaired,1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 April,2013 to 31 March,2014
- (3) FULFILLMENT PLACE:
As indicated in the tender explanation sheet
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
4:50 p.m. 27 March,2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Kagoshima Prefectural Izumi School for the Impaired 966 Bunkacho,Izumi City,Kagoshima
Prefecture 899-0208 Japan
TEL 0996-63-3400
FAX 0996-63-3422

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月15日

鹿児島県立牧之原養護学校長 福山憲治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立牧之原養護学校通学バス運行業務） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立牧之原養護学校事務室
霧島市福山町福山6140番地1 郵便番号 899-4501

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年3月27日午後4時45分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月28日午後2時
イ 場所 鹿児島県立牧之原養護学校会議室
霧島市福山町福山6140番地1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立牧之原養護学校事務室

霧島市福山町福山6140番地1 郵便番号 899-4501

電話番号 0995-56-2665

ファックス番号 0995-56-1865

12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
- (3) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

To drive the school bus for the Kagoshima Prefectural Makinohara School for the Impaired,
1Set

- (2) FULFILLMENT PERIOD:

From 1 April,2013 to 31 March,2014

- (3) FULFILLMENT PLACE:

As indicated in the tender explanation sheet

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

4:45 p.m. 27 March,2013

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Makinohara School for the Impaired 6140-1 Fukuyamachofukuyama,
Kirishima City,Kagoshima Prefecture 899-4501 Japan

TEL 0995-56-2665

FAX 0995-56-1865